

鹿児島工業高等専門学校建設コンサルタント選定委員会規則

(設置)

1. 本校における建設工事に係る調査・設計等の業務をプロポーザル方式により建設コンサルタント等に発注しようとする場合において、公正かつ厳正に技術的に最適な者を選定し、必要な事項を審議するため、鹿児島工業高等専門学校建設コンサルタント選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

2. 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) 技術提案書の提出者に要求される資格要件及び技術提案書の提出者を選定するための基準の決定
 - (2) 技術提案書の提出を求める者の選定
 - (3) 技術提案書を特定するための評価基準の決定
 - (4) 技術提案書の特定
 - (5) その他建設工事に関連する建設コンサルタント選定等に関すること

(組織)

3. 委員会の構成は次のとおりとする。
 - (1) 事務部長
 - (2) 総務課長
 - (3) 総務課長補佐（財務担当）
 - (4) 財務係長
 - (5) 施設係長

(委員長)

4. 委員会に委員長を置き、事務部長をもって充てる。
5. 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。
6. 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(委員以外の者の出席)

7. 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報告)

8. 委員長は、審議の結果を校長に報告するものとする。

(事務)

9. 委員会の事務は、総務課施設係において処理する。

附 則

平成10年11月2日決裁「鹿児島工業高等専門学校建設コンサルタント選定委員会の設置について」は廃止する。

附 則

この内規は、平成22年4月1日から施行する。